

平成25年第11回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招 集 月 日 平成25年12月3日(平成25年11月26日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 議 平成25年12月6日(金) 午前9時30分
散会 午前9時52分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝 芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
情報推進課長	小林 雅博	町民課長	服部 導士	税務課長	上田 洋文
福祉課長	飛弾 智徳	農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始
建設課長	土崎 由文	水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原 賢二	瑞穂支所長	川信 学	羽須美支所長	加藤 幸造
教育委員長	河野 義則	教育長	土居 達也	学校教育課長	田中 節也
生涯学習課長	能美 恭志				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成25年第11回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成25年12月6日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第 99号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第100号 邑南町税条例の一部改正について

議案第101号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第102号 邑南町青少年旅行村条例の一部改正について

議案第103号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第104号 邑南町除雪車格納倉庫条例の制定について

議案第105号 邑南町地域経済活性化基金条例の制定について

議案第106号 平成25年度邑南町一般会計補正予算第6号について

議案第107号 平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第108号 平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第109号 平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第110号 平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

平成25年第11回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

平成25年12月6日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。12番辰田議員、13番亀山議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(山中康樹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第99号から議案第110号までの質疑を行います。始めに、議案第99号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第99号の質疑を終わります。続きまして、議案第100号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 亀山議員(亀山和巳) 議長、13番
- 議長(山中康樹) 13番、亀山議員
- 亀山議員(亀山和巳) えー、この税条例の改正案についてですが、あのう、新旧の対照表を見て1項目1項目チェックすべきところではありますが、総体的なことで確認をさせてください。国の地方分権一括法の制定以来、地方が条例を制定する場合、国の方針、基準に完全に従わなければならない場合それからそれを標準とする場合または、あのう、その地方の考えを取り入れて国の方針を参酌する場合、3つの方針が示されとります。これまでも他の条例ではこの邑南町独自の考えで条例が制定されとる場合もありますが、これまで、税務の方では考えとしては私たち理解しとるのは国の方針からはずれることなく全て国の方針に従っていくというように理解しとりました。それで、このたびのこの条例改正については邑南町としての考えがこの中に組み込まれた項目があるのかどうか、国の法律の変更に伴って全て準則でなされておるのかどうかその点について確認をさせてください。

- 上田税務課長(上田洋文) 番外

- 議長(山中康樹) 上田税務課長

- 上田税務課長(上田洋文) 今回の条例につきましては、あの、条例独自の考えが入る部分が全くございません。全てもとは租税特別措置法の方と、それから年金に対する部分についても国からの示された部分についてそのまま改正をいたしてございまして町の方で条例の独自の考えが全く入る余地がございません。

- 議長(山中康樹) 他にありませんか。無いようですので、議案第100号の質疑を終わります。続きまして、議案第101号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 亀山議員(亀山和巳) 議長、13番

- 議長(山中康樹) 13番、亀山議員

- 亀山議員(亀山和巳) はい、えー、この国保の条例改正も同じことだとは思いますが確認させてください。これもさきほどの税条例と同じあの国の基準に全て従う、あのう、条例

改正であるのかどうかということろを教えてください。

●服部町民課長（服部導士） 番外

●議長（山中康樹） 13番、亀山議員

●服部町民課長（服部導士） さきほどの税務と同じようにですね。国の準則に従って改正したものでございますのでよろしく願いいたします

●議長（山中康樹） 他に質疑はありませんか。無いようですので、議案第101号の質疑を終わります。続きまして、議案第102号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●議長（山中康樹） 無いようですので、議案第101号、あ、102号の質疑を終わります。続きまして、議案第103号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（山中康樹） 無いようですので、議案第102号の、あ、103号の質疑を終わります。続きまして、議案第104号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（山中康樹） 無いようですので、議案第104号の質疑を終わります。続きまして、議案第105号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（山中康樹） 無いようですので、議案第105号の質疑を終わります。続きまして、議案第106号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをします。質疑はありませんか。

●三上議員（三上徹） 議長、15番

●議長（山中康樹） 三上議員

●三上議員（三上徹） えーと、非常に額はちさいんであのう、質問をするところの額が非常にちさいんで申し訳ありませんが、31ページですね公民館費の39万9千円がここへ出ておるわけですが、これがちょうどこのまえ皆さん、阿須那保育所が建て替えをいただきまして非常に喜んでおるところでございますが、ま、その裏にある公民館の敷地で、中にある遊具の撤去費ということ聞いております。このまえあの、議会の全協のなかで、まあ委員長報告のなかで質問したんですが、なかなか細かいところについてはわからないということで、本会議で聞こうという事になりましたので聞きます。えー、実はですね、ここの場所は公民館を建てる選定のときにですね、ちょうどそこも場所が空いておったり、遊具があったり、非常に子供たちの環境にいいんじゃないかというようなことからですね、その近くがよからうという選定した理由もございまして、で、まあそういうことでまあ危ないということもあるわけでしょうけども、まあ、ちょっとあこへ小川がちょっと流れておるんですけども、えー、まあそこが危ないとなればビオトープをしとる小川の方も危ないという全部一連になってまいりますので、ま、そのへんが今後どういうふうに使われて、撤去して使われる、ただ撤去するだけなのか、ま、撤去するだけとするならば、そこがもう全然何にもならない空間と言いますかね、あの、公民館から入ろう思うたらあこへ壁があってどっちからも入れずに空間だけが残るという格好になるんですが、そこいらはどういう感覚のもとに、今、まあ撤去されようとしとるか、まだまだ公民館費として使うんならば前々からある程度指摘しとるように公民館の中庭の大きな木が、木が非常に大きくなって屋根にかかるというようなことで、その木を撤去したり、あるいはその中にある便所が使われてないのでそれらをうまく利用する方法にしたとか、いろんな昔から言っとり

ますけども、そういう全体についてはですね、どういうふうに、意味で、今回そこを撤去費ということになったのかをお伺いします。

●能美生涯学習課長（能美恭志） 番外

●議長（山中康樹） 能美生涯学習課長

●能美生涯学習課長（能美恭志） 阿須那公民館、文化プラザの遊具の撤去でございますが、これは、保育園が建て替わるというところで、保育園と公民館との間に通路、橋を作る時の立ち合いをさせていただいたときに、これは遊具がもう15年以上経っているので危ないじゃないかということもありましたし、遊具も一部ブランコの部分が数年前朽ちておりましたので、ブランコ分をとりはずして使用していた経緯がございます。それで、判定、あの、遊具の判定業者へ委託をしまして、結果を見たところ撤去が望ましいということでございましたので、今回、あの、まずは撤去をさせていただくというところでございます。それからあの、中庭の木につきましては、公民館の中庭で木が茂っていましたが、先ごろ、地元のボランティアの方に木を切っていただいて整備をしております。大変あの、その都度その都度というかたでなかなか長期的な展望を持っておりませんが、そのようなことで対処させていただくような状態でございます。

●三上議員（三上徹） 議長

●議長（山中康樹） 15番、三上議員

●三上議員（三上徹） まあ中庭の木は切られたという事で、まあ、非常にあこは良くなったと思います。ただ、今そこにあるのがなぜ保育所の隣で、まあどういう今から使い方をするかということは決めてないということなんですが、まあ、保育所の運動場の方はまあ普通の真砂であります、今のところはまあ緑の芝があったりしておるので、子どもたちがピクニックと言いますか、外で飯を食べたりね、するのにいいんじゃないかと思うんですが、またあこがどういうわけか、今度あの、避難場所的な格好にもなっとるようなね、今の場合を見ると裏をフェンスをはずすと外に逃げられるんですが、ま、逃げたところに小川があるので避難場所になるかどうかわかりませんが、私が思うのには避難場所として使わんのならまあ、子どもたちが使わんのならね、危ないことはないかと、撤去の必要もないんじゃないかとは思いますが、まあ、今から先のね使い道をよくよく考えてただまあ撤去した方がいいだろうという段階の中だけで撤去するのか、将来をどう考えて撤去するのかという、まあ、今テレビにも出ておりますカラスのすべり台もあるわけでございます、ま、そこらの所を、ね、その先を考えられての撤去ならわしも何も言わんですが、先はわからんがただ撤去をすると、ただ子どもは遊ばないと、いうんなら撤去の必要もないんじゃないかというようなまあ私を感じがしたわけです。いうのは、保育所を作るときにそこも利用しながら緑の空間を使いながらやった方がいいんじゃないかというふうな感覚の中でその場所を選定したものですから、今回いきなりここへ撤去が出とったのでどうかなと思ったわけです。まあ、その空間を今から先、今はないと言われるんで、今から先、いい方向に使っていただくようお願いをして終わります。

●能美生涯学習課長（能美恭志） 番外

●議長（山中康樹） 能美生涯学習課長

●能美生涯学習課長（能美恭志） あの周辺の、公民館だけでございませんで、地元の皆さんの声や、それから、児童クラブも入っておりますし、またあの小学校、保育園いろんな機関が周辺にありますので、よく研究しながら、おっしゃるように進めてまいりたいと思います。

●議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長、13番

●議長(山中康樹) 13番、亀山議員

●亀山議員(亀山和巳) えー、災害復旧のことでお伺いします。ページで言いますと30ページ31ページですが、地方債の補正でもこの災害復旧費に対しては9月にも今回も補正が上がりますが、ここで30ページのこの災害復旧費の補正額の財源の内訳、ま、補正以前もですが、災害復旧費をこれ国県の支出金がないに全て町債と一般財源で内訳が上がりますが、ほいで、激甚災ですと国がほとんどのを、みってくれるということなんで、これは最後に調整して国から入るものなんか、起債を借りとっても、後調整してもらえるものなんか、この災害復旧の金の流れについて一点お伺いします。それと、その次のページの32ページ、その他の公共施設災害復旧費で、はじめ説明では、町有地の法面崩壊ということでしたが、これ700万以上のかなり大きな、あの、法面崩壊の復旧工事ですが、この現場についてどこでしょうか教えてください。それで、この場合ここも同じように町債と一般財源ですが、この場合普通の個人の資産が被害を受けた場合、たとえば宅地であるとかいうのは災害の補助の対象にならないと言いますが、町の公共施設、こういった場合は災害として激甚災の中に入るんでしょうか、どうでしょうか。その点についてお伺いします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 番外

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長

●日高企画財政課長(日高輝和) ご質問のまず災害復旧費の財源についてでございますが、今回の補正では、あの、国庫支出金、国県支出金を入れておりません。えー、あのう、災害の復旧事業のなかには補助災害と単独災害それから小災害というふうに大きく分けて3つございまして、補助災害で言いますと、補助の公共施設の補助災、それから農地農業用施設のあるいは林道の補助災ということで、えー、補助金が充当できる災害とそれから小災害あるいは単独災害のように補助金は充当されずに起債の充当になる災害が単独災害、小災害は補助金の充当にはなりませんので、起債のみの充当になります。で、ここにあげております、あ、それから補助災害につきましても基本的には測量設計費については補助金の対象にはなりません。ま、一部、国の補助要項で一部なることはありますけども、ほとんどの測量設計費は対象になっておりませんのでそれは、全て起債の対象にしております。で、今回あげておりますのは、農地農業用施設では、31ページの右側ですけれども、8千528万円は基本的には、測量の追加費、それから、農地費の5千万円は、小災害ということで補助対象には一応ならないもの、それから、えー、2の農業用施設災害復旧費の農業用施設費につきましても、一番上の、6千224万円は、測量の増額分あるいは増高申請に対する測量試験費でございます。それから005の2千500万円は小災害でございますので補助の対象とはなっておりません。その下の林業災害でございますが、これも、小災害ということで補助対象にはなりませんので起債を充てております。なお、まあ起債の方も、将来地方交付税の方で、バックする率は非常に高くなっておりますので、まあ補助金にはなりませんが、あの、町の負担はかなり少なくて済むと思います。それとまあ激甚災になったということで、この小災害がとれるということですので、あの一般的にはそういうふうになっております。それから、法面の方は後で。11番の、あ、失礼しました、11款のその他公共施設災害復旧費は、これは単独災害の扱いにしております。

●土崎建設課長(土崎由文) 番外

●議長(山中康樹) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) 11款のその他公共施設災害復旧費でございますが、場所はですね、矢上の後原でございます。あの三次江津と浜田作木線の交差点、あの、ともがありましたですが、あの交差点を少し矢上の方に下ったところでございます。で、浜田作木線にあの歩道橋みたいな橋がかかっておりますけども、あれは農道でございます。農道がずっとお好み焼きのまるちゃんの方へいっております。あの農道の肩が、あ、肩じゃなくて法面が崩れまして、本来ならば、災害復旧ということで対象になればそちらの方で直すんですけども、路面が全くいっておりませんで、路面がいないということは補助災害の対象になりませんで、法面部分が崩れたということで、その他災害ということで起債事業で対応させていただくということでございます。

●議長(山中康樹) そのほか質疑はありませんか。ありませんか。無いようですので、議案第106号の質疑を終わります。続きまして、議案第107号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第107号の質疑を終わります。続きまして、議案第108号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第108号の質疑を終わります。続きまして、議案第109号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第109号の質疑を終わります。続きまして、議案第110号の、に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第110号の質疑を終わります。以上で、議案第99号から議案第110号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

—— 午前9時52分 散会 ——